

全 員 協 議 会 資 料

令和元年6月27日

行政改革に関する取組について

行政改革に関する取組について

1 背景等

今後、当市においても、少子高齢化や人口減少が進展し、社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策などにより、厳しい財政状況が見込まれる中、行政サービスの質や水準を維持し、持続可能な自治体運営を行っていくためには、長期的な視点に立ち、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要がある。

2 目的

当市では、これまで、継続的に行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきたが、今後も更なる財源確保等が必要であり、全庁を挙げて東大和市第5次行政改革大綱及び行政改革大綱推進計画に基づく不断の行政改革に取り組むことが必要となっている。

東大和市第5次行政改革大綱及び行政改革大綱推進計画の改革課題である、「持続可能な自治体経営のための行財政運営」や「市民本位の行政サービスの推進」に向けて、「民間活力導入の推進」や「利便性の拡大」に取り組むこととしており、今後、具体的な取組を実施していきたいと考えている。

3 検討にあたっての留意事項

- (1) 令和2年度からの会計年度任用職員制度施行後の状況を予測し、①費用、②業務改善、③市民サービスの向上の3項目を判断基準として検討を行った。
- (2) 会計年度任用職員制度の開始にあたり、国の通知「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について（平成29年6月28日付総行公第87号通知）」において、会計年度任用職員制度への移行について留意すべき事項が提示された。その中でICT（Information and Communication Technology:情報通信技術）の徹底的な活用、民間委託の推進による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現し、会計年度任用職員制度の対応に努めるべきであることが示されている。民間活力導入の推進にあたっては、このことについても留意し、検討を行った。
- (3) 平成30年7月に総務省の「自治体戦略2040構想研究会」が取りまとめた第二次報告では、2040年頃には団塊ジュニア世代（年間出生数は200～210万人）が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（2017年推計年間出生数は95万人）とされ、各自治体においては、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要があることを前提に、AI（Artificial Intelligence 人工知能）や定型業務を自動で行うRPA（Robotic Process Automation ロボティック・プロセス・オートメーション）を

活用して事務作業を自動処理させるなど、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要であると言われている。

これらの技術は、近年、進化が著しく、自治体業務においても、職員数や予算の制約がある中で、業務効率化の有効な手段になると言われていることから、このことについても留意し、検討を行った。

4 実施項目

検討の結果、「持続可能な自治体経営のための行財政運営」や「市民本位の行政サービスの推進」に向けて、効果があると考えられる以下の取組を実施したい。

持続可能な自治体経営のための行財政運営

「民間活力導入の推進（窓口業務の一部委託化等）」に関する実施項目

①市民部窓口業務等の委託

市民課、保険年金課、課税課における窓口業務等の委託

（実施予定時期：令和2年4月）

②学童保育所運営業務の委託

学童保育所における児童の健全な保育に関する業務や事業運営に必要な業務の委託

（実施予定時期：令和2年4月）

市民本位の行政サービスの推進

「利便性の拡大（市民の窓口手続の簡略化）」に関する実施項目

①証明書受付の集約

市民課や課税課の証明書受付業務の一部を1か所に集約
（実施予定時期：今後調整）

②窓口手続一覧の内容拡充

転入・転出・転居時に必要となる窓口手続を一覧表にして対象者に配布する「手続案内一覧」に保育課及び青少年課に関する手続を追加
（実施予定時期：令和元年6月）

③おくやみ関連手続一覧の作成

死亡届出時に必要となる窓口手続をまとめた一覧表を作成
（実施予定時期：令和2年4月）

※これらの取組のほか、「持続可能な自治体経営のための行財政運営」や「市民本位の行政サービスの推進」などの行政改革に関する取組については、引き続き、実施について検討していきたい。